

府政防第850号
平成23年8月18日

各都道府県被災者生活再建支援法担当部長 殿
財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

被災者生活再建支援制度の周知等について

内閣府の防災行政に関しましては、平素からご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
東日本大震災の発災から5ヶ月を経過した先週末におきまして、被災者生活再建支援金は11万6千件が支給されたところです。

今後は、被災者生活再建支援金の未申請の世帯を掘り起こし、その申請漏れを防ぐため、被災者生活再建支援制度について、あらゆる機会を捉えて積極的に周知方取り計らわれますよう改めてお願いいたします。

また、本年6月1日付けで送付しました「被災者生活再建支援法の運用に係るQ&A」（平成23年6月1日付け府政防第520号）につきまして、被災した住居に住民票を有しない世帯の居住実態の確認（Q&A7関係）に際して、一般的に居住の実態を確認できると考えられる書面の例に係る記述を追加しましたので、業務の参考としてご活用いただくとともに、貴管内の市町村に周知方取り計らわれますようお願いいたします。

なお、変更後のQ&A全体についても送付いたします。

記

1. 被災者生活再建支援制度に関する被災者への周知について

内閣府においても、被災者生活再建支援制度について広報を行っているところですが、貴職におかれても広報方お願いするとともに、貴管内の市町村からの広報について依頼方お願いいたします。また、県外から被災者を受け入れている地方公共団体におかれては、被災者への周知について特段の配慮方お願いいたします。

その際には、基礎支援金のみ先に申請することも可能であること、賃貸住宅の居住者も支給対象となること、住宅の再建方法を変更した場合（当初は賃借により住居を確保し、後に住宅の建設を行う場合など）も後で差額分が支給されること、郵送での申請も可能であること等、申請の促進に役立つと考えられる事項についても併せて広く周知していただきますようお願いいたします。

なお、「被災者のみなさまへ 政府からのお知らせ」等を内閣府ホームページ(<http://www.bousai.go.jp/index.html>)に掲載していますので、周知の際にご活用ください。

2. 被災した住居に住民票を有しない世帯の居住実態の確認について

本年6月1日付で送付しました「被災者生活再建支援法の運用に係るQ & A」（平成23年6月1日付け府政防第520号）のA7を次のように改めます。

Q7（住民票を有しない者の住居の確認について）

全壊した住居に住民票を有しないまま居住して被災した世帯は、本法上の被災世帯となるのか。

A7 居住とは、世帯が当該住宅を生活の本拠として日常的に使用していることをいうことから、住民票を有していなくても、居住していることが確認できれば、本法の被災世帯に該当することになる。

なお、住民票により居住の確認ができない場合は、水道、電気等の料金明細、郵便物、NHKの受信料の領収書、携帯電話等の請求書、金融機関の通帳、通学証明書、プロパンガスの配達証明、民生委員や町内会長による居住証明等により、申請者の氏名と住所（被災した居所のもの）が明記されていることを確認する必要がある。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）付
新澤、小松、藤澤

TEL 03-5253-2111（内線51602）

03-3501-5191（直通）